公

告

第三千五百十七号

平成 三十四年

則..... 青森県指定金融機関等の指定の一部改正 道路の供用の開始. 道路の区域の変更 公共測量の終了...... サービス事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定介護予防サー ビス事業者の介護予防 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定....... 事業の廃止の届出...... 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス 介護保険法による居宅サービス事業者の指定..... 公印の印影を印刷することができる文書の一部改正....... 青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規 者に係る資格を定める規則...... 青森県水道法施行条例に規定する専用水道の水道技術管理 青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則. 青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則.. 告 規 目 示 則 次 (会計管理課) ... (港湾空港課) (税 (総務学事課) (保健衛生課) ... (監 (道 保高 務 同 路 理 同 同同 同 課 : 課 : 課祉 <u>∵</u> : : : : : : : 八 ╘ 六 六 Ħ. Ħ. 期日は、 青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則をここに公布する。

金曜日 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告..... 先機 関 文 !

化生

課活 :

土地改良事業の工事の完了......

県中 民地

教育委員会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を

改正する規則..... (職員福利課)

青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則.. (生涯学習課)

規

則

青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第九号

青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則

青森県核燃料物質等取扱税条例 (平成二十三年十二月青森県条例第五十号) の施行

平成二十四年四月一日とする。

平成二十四年三月二十三日

青森県規則第十号

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則

第一条 青森県核燃料物質等取扱税条例 (平成二十三年十二月青森県条例第五十号。 以下「条例」という。) の施行については、青森県県税条例施行規則 (昭和三十四 (趣旨)

(申告書等の様式)

వ్య

年五月青森県規則第六十一号) に定めるもののほか、この規則の定めるところによ

第二条 次の各号に掲げる申告書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによ వ్త 一 核燃料物質等取扱税更正 (決定) 書 条例第七条第一項及び第二項の申告書並びに同条第三項の修正申告書 様式 第二号様式

第一号

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

則

第1号樣式(第2条関係)

核燃料物質等取扱税 申 告 書 修正申告書

注 1	備老	ӝ		扣	∄⊞	痂	田伯	×	原子炉	票	核燃	米府	株曲		業 者	#	ł			
日の欄は、記載しないこと。		税標準に関する明細	(増差税額)納付年月日	この申告により 例付すべき税額 「	既に納付の確定している額	修正申告額	申告額	分	炉への核燃料の挿入年月日	税標準の算定期間	料物質等の取扱いの区分	6	所 在 地	話番号	の申告の担当部課名のおいての申告の担当部課名	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	地場果氏同枝		安竹町 年 月 日
		別紙のとおり			•	•	•	課税標準(弁					部課名			神 .	通信	発信
		C ₩	弁	<u>/</u>				無		Ш								•	日付印	并
			Д					热		日から				~	Ж				確認印	月日
			ш	_				()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()		弁					加					徴収番号
								热		Д										
								額 (円)		田津				幽)						

- ずれかを記載すること。 「使用済燃料の受入れ」、「使用済燃料の貯蔵」、「廃棄物埋設」又は「廃棄物管理」のい 「核燃料物質等の取扱いの区分」欄は、「濃縮」、「原子炉の設置」、「核燃料の挿入」
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別紙1(原子炉の設置又は核燃料の挿入以外の場合)

課税標準に関する明細

雏	×1/12	II〉 "			ш
					当該日において、議籍にまり、1 人 議語にまり 年 ご だって 無いって だっし ラッツ ファー・ショー (kg)
					川田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
	•	•		•	当該日の末日 現在における 使用済然料の 東臓に係る使 野臓に係る使 別済然料に係 る原子核分裂 をひける的の をひける可の をひせる可の (kg)
	•	•	•	•	当 は の 日
	•				当の日の田田 おり 日の 田 おり 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
					雏

- 1 使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量は、平成18年9月27日以前に再処理施設に受け入れた使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量を除いた重量とすること。
- ガラス固化体に係る容器の数量は、青森県核燃料物質等取扱税条例附則第 4 項の規定によりガラス固化体とみなされるものに係る容器の数量を含むこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別紙2(原子炉の設置又は核燃料の挿入の場合)

課税標準に関する明細

田
日田田 人
田 田 田 田 田 B B B B B B B B B B B B B B B

- 実用発電用原子炉バとに別様とすること。「中田袋電田匠小花~(枝蓉巻(味~)(5)
- 2 「実用発電用原子炉への核燃料の挿入の区分」欄には、青森県核燃料物質等取扱税条例第3条第2項各号に掲げる場合のいずれかを記載すること。
- 。 「課税対象核燃料(新規挿入分)」欄には、初めて実用発電用原子炉に挿入された核燃料で、今回課税対象となるものについて記載すること。 いて、今回課税対象となるものについて記載すること。 「再挿入分体数」欄には、既に核燃料物質等取扱税が課税された核燃料で、再び実用発
- 電用原子炉内に挿入されたものの数量について記載すること。 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

益	Σ' LI		K	崗	×	揣	既	畑	×	法	原挿	鰈	核	米定	株場		融 慈	# 청 수	1 1	ĺ		第2
卍	の更き税		#	È		51 過	ご窓立	Ħ		定申	4	热	燃料	炒	严		※ 対対 対 対 対	石。				2 号樣式(第
瓷	語等・	加	和	#		K	49	'''		告納	> 含、	藩	物質			H):	ゴン	洪				料
猫	決定の合	丰	加加	和		山	確定	•		期限	への年	単 9	第 9			併	き請税を務	及び				
麗	그 # +	1861		甘		白	_	栄		쩨	核	軍	要		柏	田	額等の無収納	主 大林			核	2 梁
	+ 5	胁	丰	丰			112	卍			然月	卍	扱い				の納合代	票核			然	条関係
	納付+		胁	眇			る額	mı		併	苯	猫	9 🗵			Ш	理 計 額	核燃料物			楼	Ü
	બ				分				分		⊞ 9	圖	分	答	书		を開発指機	** 爸 遛	燕		# #	
併	/				算な	/				月							定開	4#			核燃料物質等取扱税	
					算定の基礎 なる税額(I				雜	Ш		併					総の部のの関係の	取扱税				7 1
Ш					額()		•	•	禁令	#							限 めま て	偨			张 宋 记	Ħ
_			$\overline{}$	$\overline{}$) 田 ル	/				业		Д					でくにだ	翅の				
田鍍	/					/	,		_	畫提		Ш					ᅄᇓ	規定			神	
ğ γχ			$\widehat{}$	$\overline{}$		/			热	出年		から					森に帰る指	гі 9т			(加算金決定)	
					樹	/				月日		0,					定	,			in in	H
㈱			\cup	\cup					全 全								组织	畑			叫#	
ηO	/					/			$\overline{}$			併				₩	融機関、	Ħ				
					加拿					年						法	□ #	決 定				
					神谷				慦			Ш				知	楪	した				
					額 (協	月		_				河	温描	か				
					□				_ ∃			Ш 9#					定代理	る画				
									\smile	Ш		Ŋ				ت ا	里	知し				

に不七代割割加 きがを差応足ン条合引算にはあ切引し税ト第を率しの、るり不、額(1加にて場そと捨 足差の当項算年納合のきて 税引指該第レ4付、端はま 説「眉亥篇)・ すいまな 額不定期 「たパレ税数そすを足納間号割ーな額又の。 を担め問告別・ ご順くの納税期のの合セけには端付額限属規がンれ 「全数 別付する際には、法定納期限の翌月間に年14.6パーセント(ただし間間に年14.6パーセント(ただし間の翌日から 1月を経過する日を別により定められる商業手形が年7.3パーセントの割合に満たソトの割合を加算した割合))のればなりません。11,000円未満の端数があるとき、全額を切り捨て、算出した延滞金額を切り捨て、算出した延滞金額 き算金田、出額 ダーマ の法で過基に合う定の定式を選手を選手を選手を はたり t 全額が2,01 と延滞金額に ,000円未満 約の起射・重易を一続納り割合乗り 100日 米田% にいいいないのか、日代業た 満末と

で満き

市の事

の揺り

数引一第の準を

て 翌す すもるはべのご日るよる栽た、 この処分に不服がある場
この処分の取消しを求め
この処分の取消しを求め
起日から起算して。日以内
することができます。
なお、処分の取消しの訴
することができないことと
することができないことと
することができないことと
は、裁決を経ないでも処分
には、裁決を経ないでも処分
には、裁決を経ないでも処分
には、裁決を経ないでも処分 あるとを見るである。 である内容のににいる。 訴と分と分及金 訴えは、前記のではれていますが、処分の執行が、処分の執行が、その作とは、その作がの取消しの調がの取消しの調及び「不申告が及び」である。 合には、これが開発に対しているいでは、いいでは、 記ま執わいちのす行他訴引のすりを表え違い。 この更正・決定書るをすることができまれずることができまい、 前記の審査請求に のより也と加事が又裁え算 審がく数・算 (は、は、まな は、は、まを 提・ 加 講・ 手を 提・加 求審続経起欄重 に査のなすのさ 対請続いる括 看またがを ご被 6N 甘戸につい頭する表行こい。 るがにとど内部 受する対告 裁あよにがの分 ₽ @ J ※ つりつで数のをた生きを値計 æ 80 珙 裁表 U 経日ず正まは算たかる当ず、に ćţ 決者 49 Ш 三 4。 後ら著な。 きなる 9 事り、 25 でいり理な月い由 牊 9H (P) なず Ш : 受けた ます。) £ 5 けを損が タ 過る れ経害あ ŰΊ 少数 ば過をる 勂 申値 提し避と 日提 二

⊞' 滛 9 애 ΩŁ 94 Ш K Н 牃 規格 ≻ 加 ۴

声で

起てけき

の哲 $\overline{}$ 県 報 第3517号

則をここに公布する。 青森県水道法施行条例に規定する専用水道の水道技術管理者に係る資格を定める規

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

2

青森県規則第十一号

青森県水道法施行条例に規定する専用水道の水道技術管理者に係る資格を定め

理者に係る資格に係る同号に規定する同項第一号から第六号までに掲げる者と同等 以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 という。) 第三条第一項第七号の規定により、県の設置する専用水道の水道技術管 青森県水道法施行条例 (平成二十三年十二月青森県条例第五十二号。 以下「条例」

二年法律第二十六号) による大学の大学院の研究科において一年以上衛生工学若 同項第一号の卒業者については一年以上、同項第二号の卒業者については二年以 く。) の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、 上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は同法による大学(短期大学を除 条例第三条第一項第一号又は第二号の卒業者であって、学校教育法 (昭和二十

青

号に規定する学校を卒業した者については九年以上水道に関する技術上の実務に 科目を修めて卒業した後、 従事した経験を有する者 年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者については七年以上、 条例第三条第一項第 農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学 号 同項第一号に規定する学校を卒業した者については五 第三号及び第四号に規定する学校において工学、理 同項第四

号に規定する学科目に相当する課程又は学科目をそれぞれ当該各号に規定する学 び学科目、同項第三号若しくは第四号に規定する課程又は同項第五号若しくは前 規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 校において修める程度と同等以上に修めた後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに 外国の学校において条例第三条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程及

> 門に合格した者 (選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した 有するもの ものに限る。) であって、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を

技術士法 (昭和五十八年法律第二十五号) による第二次試験のうち上下水道部

兀

五 よる登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 水道法施行規則 (昭和三十二年厚生省令第四十五号) 第十四条第三号の規定に

以上」とする。 | 二分の||に相当する年数以上」と、同項第四号中「一年以上」とあるのは「六箇月 規定する年数以上」とあるのは「それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する年数の 年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「五年以上」とあるのは「二年 用については、同項第一号中「一年以上、」とあるのは「六箇月以上、」と、「二 あるのは「四年六箇月以上」と、 六箇月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、「九年以上」と 条例第三条第二項の専用水道の水道技術管理者に係る資格に係る前項の規定の適 同項第三号中「それぞれ当該各号の卒業者ごとに

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

の施行期日は、平成二十四年三月二十五日とする。 青森空港条例の一部を改正する条例 (平成二十三年十二月青森県条例第五十八号)

示

青森県告示第二百二十三号

文書)の一部を次のように改正する。 平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号 (公印の印影を印刷することができる

平成二十四年三月二十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

三十四 母子福祉資金償還金に係る次に掲げるもの 第三十四号及び第三十五号を次のように改める。

督促状 納入通知書

納入通知書

三十五 寡婦福祉資金償還金に係る次に掲げるもの

2 督促状

青森県告示第二百二十四号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

人道友会 社会福祉法	氏名 称 又 名は	指定居宅サ
字上矢倉二の一八戸市大字櫛引	所在地又は住所主たる事務所の	ービス事業者
訪問介護	類 b の 和	ス宅 Dサ
根城の郷ン ペルパース	名称	事居宅 サービ
六八	所	業ス事
, 市西白山 六山	在	事業を行
台	地	所う
三平 · 成 三 三	年 月 日	指定

青森県告示第二百二十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、 次の指

> 第七十八条第二号の規定により公示する。 定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法

平成二十四年三月二十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

正医	会法社	会法社	氏名	事指
恵療会法人	人会 報福 徳祉	人 人会 桐福 栄祉	和 又 名は	定居空
田ら上 二世郡 の上前 い前い	一赤坂 三六 一 一 一 一 一 一 一 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大	の村大青 七元字森市 三沢岡	又所主 はの 住所る 所在事 地務	業 者
護訪 問 看	浴訪 介問 護入	護訪問介	の I 種ビ 類ス	宅
もョス訪 リンテー ぬシ くシ	セサ黒 ンタビディ マンター	うム老特 荘ゆ人別 うホ養 ゆー護	名称	行居 宅 うサー
田二町の一 の一 の一	一赤 三 一 一 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一	の村字青 七元字 三八字 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一	所 在 地	事業所
11世 11-110		一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	出原 年」 月 <i>0</i> 日届	E D
四• - - - - - - - - - - - -	 	三平 ● 成 三	年 <i>原</i> 月 日1	

青森県告示第二百二十六号

の規定により公示する。 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、次

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

人道友会社会福祉法	氏名 称 又 名は	事指定介護
字上矢倉二の一八戸市大字櫛引	所在地又は住所主たる事務所の	業 者
訪護 門子 護防	の [†] 種類 類 b	ナ 介 護 子 で ろ で ろ で ろ で ろ で ろ で ろ う で う で う で う ろ う ろ
根城の郷ンコン	名称	行護予防サ
六丁目九の六八戸市西白山台	所 在 地	事業所 所が 単二 がっこう ビス事業を
三 三 · 成 三 三	年月日	

青森県告示第二百二十七号

たので、 の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、 同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。 次

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

正医 惠奈 会人	会法社 人会 報福 徳祉	会法社 人会 桐福 栄祉	氏名 称 又は	事業
田 ニ 世 二 町 北 郡 の 一 前 い	一赤黒 三坂市 六 池田 田	の村大青 七元字森 三八字 三八字 日 三八字	又所主 はの は が は 所 で る 事 務 務 の の 事 の 事 の も り の も り も り も り も り も り も り も り も り	業がサービス
看防介 護訪護 問予	護入防介 浴訪護 介問予	介防介 護訪護 問予	種ビN 類スサ の	方介 ナ護 I 予
も ³ ス訪 りンテ問 ぬく くシ護	セサ黒 ンピディ マピス	うム老特 荘ゆ人別 うホ養 ゆー護	名称	事介 業 を 行 行
田二町の 一の上前 一の一前	一 一 三 六 池 田 田	の村字森 七元学市 三八字 三八字	所 在 地	1つ事業所
1 110		三 元 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	出原 年』 月の 日届	<u></u> ዕ
1 毘・ 川・川	1四. 二	三 三 ・ 成 三 三	年原 月 日1	

青森県告示第二百二十八号

三項の規定により公示する。 量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

平成二十四年三月二十三日

測量計画機関

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森地方法務局

測量の種類

公共測量 (4級基準点測量

Ξ 測量の期間

平成二十三年九月一日から平成二十四年二月二十三日まで

兀 測量の地域

弘前市大字紙漉町 弘前市大字吉野町

弘前市大字桜林町

弘前市大字富士見町

弘前市大字寒沢町

弘前市大字文京町 弘前市大字西ヶ丘町

青森県告示第二百二十九号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、

次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

備部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年四月二十二日まで青森県県土整

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

育森県告示第1
百
\equiv
\pm
甹

6	5		5		4	4	3	3		2			1		番図号面
	県場は		道			₹		₹		県			国		種道路
	道					道 大俵板柳停		道 五林平藤崎		道石線和原黒			道 一 〇 号		路線名
むつ市脇野沢渡向六六の五までもつ市脇野沢渡向二九の五から前			青森市浪岡大字樽沢字新里一七三の六まで青森市浪岡大字樽沢字新里一九〇から		北津軽郡板柳町大字大俵字和田二七五	北津軽郡板柳町大字大俵字和田三〇六の一から		北津軽郡板柳町大字滝井字前田二の三から	五所川原市大字梅田字薄井ニニーまで五所川原市大字梅田字福原一三七の五から	Ŧ	五所川原市大字梅田字福原一三七の五から	西津軽郡深浦町大字追良瀬字相野山一〇九の三まで西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見山平三四の一から	西津軽郡深浦町大字追良瀬字相野山一〇〇の五まで	西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見山平三四の一から	変更の区間
後	前	後	前	前	後	前	後	前	後	後	前	後	後	前	前変 後更 別の
二七・〇〇メートルまで一七・二〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	八・一〇メートルまで	ハ・一〇メートルまで	一〇・〇〇メートルまで	二〇・〇〇メートルまで	一八・六〇メートルまで五・五〇メートルから	二六・六〇メートルまで	一三・二〇メートルまで	九八・〇〇メートルまで一三・四〇メートルから	一七・五〇メートルまで五・三〇メートルから	一七・五〇メートルまで五・三〇メートルから	九七・二〇メートルまで	三六・二〇メートルまで	三六・二〇メートルまで	敷地の幅員
一六〇・五〇メートル	一六〇・五〇メートル	五五・〇〇メートル	五五・〇〇メートル	六〇・〇〇メートル	六九九・五〇メートル	六九九・八〇メートル	= 0・00メートル	一三二・〇〇メートル	一、九四七・七〇メートル	ニ、一〇〇・四〇メートル	ニ、一〇〇・四〇メートル	一、六八七・〇〇メートル	一、三三六・五〇メートル	一、三三六・五〇メートル	敷地の延長
	•		•			•		•		•	•		•	•	備考

| 道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。| 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり

備部道路課において一般の縦覧に供する なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年四月二十二日まで青森県県土整

公

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

	泛重君木木田 フミラグミオモニ 十五〇二	五
"	化聿怪郡仮卯订大字大表字印田二七五の二ま 69	- 事場泉 - 県追大保板板停
	北津軽郡板柳町大字大俵字和田三〇六の一か	Ē
平成芸・手	五所川原市大字高野字北原二四九の二まで五所川原市大字高野字北原五三二の一から	
の供用開開	供用開始の区間	路線名

青森県告示第二百三十一号

部を次のように改正し、平成二十四年三月二十四日から施行する。 昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号 (青森県指定金融機関等の指定) の一

平成二十四年三月二十三日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

第二号の表中

「| 青森農業協同組合奥内支店 青森農業協同組合中央南支店 青森農業協同組合南支店 相馬村農業協同組合紙漉沢支所 | 弘前市大字紙漉沢 青森農業協同組合野沢支店 青森農業協同組合北支店 青森農業協同組合後潟支店 青森農業協同組合中央支店 青森市大字奥内 青森市浪岡大字樽沢 青森市大字野木 青森市筒井一丁目 青森市大字六枚橋 青森市大字高田 青森市大字奥内 _ _ を 」を削る。 -及び に改め、 ΙĆ を

> により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

申請のあった年月日

平成二十四年三月十二日

_ 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人広域連携津軽・ほっとスティネットワーク

代表者の氏名

佐藤 正彦

Ξ

兀 主たる事務所の所在地

平川市猿賀南野五三の一〇

五 定款に記載された目的

し、農業・農村の活性化ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。 の定着拡充を図ることにより、 この法人は、農業と農村をフィールドとしたグリーン・ツーリズムに関する事業 「津軽グリーン・ツーリズム」全国ブランドを確立

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

後山地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法 (昭和

|十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十四年三月二十三日

中南地域県民局長

Ш

村

昌

廣

ため池等整備事業 県営土地改良事業の名称

工事完了年月日 平成二十四年三月一日

教 育 委 員

布 す る。 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公

平成二十四年三月二十三日

青 森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則

(青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正)

第一条 育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則 (昭和三十二年四月青森県教

第三条第二項の表中 スポー ツ健康課 学校教育課 全国高校総体推進室 特別支援教育推進室 を

学校教育課 特別支援教育推進室 に改める。

第七条第九号中「の協議に対する同意」を削り、 「の学級編制及び県立」を「及

び」に改める。

第九条の二第十六号を削る。 第八条第十号中「及び受講料」を「、受講料及び聴講料」に改める。

第十六条の六第一項中「、スポーツ健康課全国高校総体推進室」を削る。

	另 第二 中	月 	_
技師	主事	主查	主幹
技術に従事する。	事務に従事する。	重要な事務に従事する。	特に命ぜられた事務を掌理する。
	ŧ	Ē	

_		
-	た事務又は技術に従事する。培われた知識、経験又は能力に応じ	専門員
	技術に従事する。	技師
	事務に従事する。	事
に改める。	た重要な事務に従事する。培われた知識、経験又は能力に応じ	主任専門員
	重要な事務に従事する。	主查
	た特に命ぜられた事務を掌理する。培われた知識、経験又は能力に応じ	主幹専門員
	特に命ぜられた事務を掌理する。	主幹

(青森県立図書館組織規則の一部改正)

第二条 青森県立図書館組織規則 (昭和三十二年五月青森県教育委員会規則第七号) の一部を次のように改正する。

同号の次に次の一号を加える。 第六条第二項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、

主任専門員

第六条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。 主幹専門員

青 第3517号

第六条第二項に次の一号を加える

項を加える。 第七条中第十五項を第十八項とし、第十四項を第十六項とし、同項の次に次の一

17 専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた事務に従事

す る。

項を加える。 第七条中第十三項を第十五項とし、第十二項を第十三項とし、同項の次に次の

14 主任専門員は、 上司の命を受け、 培われた知識、経験又は能力に応じた重要な

事務に従事する。

第七条中第十一項を第十二項とし、 第十項の次に次の一項を加える。

ぜられた事務を掌理する。 主幹専門員は、 上司の命を受け、 培われた知識、 経験又は能力に応じた特に命

(青森県立少年自然の家規則の一部改正

第三条 青森県立少年自然の家規則(昭和四十六年七月青森県教育委員会規則第十四

号)の一部を次のように改正する。

同号の次に次の一号を加える。 第四条第二項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、

主任専門員

第四条第二項中第五号を第六号とし、 第四号の次に次の一号を加える。

五 主幹専門員

第四条第二項に次の一号を加える

専門員

第五条中第十二項を第十五項とし、第十一項を第十四項とし、第十項を第十二項

同項の次に次の一項を加える。

専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた事務に従事

第五条中第九項を第十一項とし、第八項を第九項とし、 同項の次に次の一項を加

10 事務に従事する。 主任専門員は、 上司の命を受け、 培われた知識、 経験又は能力に応じた重要な

第五条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える

7 主幹専門員は、 上司の命を受け、培われた知識、 経験又は能力に応じた特に命

ぜられた事務を掌理する。

(青森県総合学校教育センター組織規則の一部改正

第四条 一号)の一部を次のように改正する。 青森県総合学校教育センター 組織規則 (平成十年三月青森県教育委員会規則

同号の次に次の一号を加える。 第四条第二項中第六号を第八号とし、 第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、

六 主任専門員

第四条第二項第三号の次に次の一号を加える。

主幹専門員

第四条第二項に次の一号を加える。

第五条中第十二項を第十五項とし、 専門員 第十一項を第十四項とし、

第十項を第十二項

同項の次に次の一項を加える。

13 専門員は、上司の命を受け、培われた知識、 経験又は能力に応じた事務又は技

術に従事する。 第五条中第九項を第十一項とし、 第八項を第九項とし、 同項の次に次の一項を加

える。

10 主任専門員は、 上司の命を受け、 培われた知識、 経験又は能力に応じた重要な

事務に従事する。

第五条第七項の次に次の一項を加える。

主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命

ぜられた事務を掌理する。

(青森県立郷土館規則の一部改正)

第五条 青森県立郷土館規則 (昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号) の一

部を次のように改正する。

繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。 第五条第二項中第十四号を第十六号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ

十二 主任専門員

第五条第二項中第九号を第十号とし、 第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、

第五号の次に次の一号を加える。

主幹専門員

第五条第二項に次の一号を加える。

専門員

項とし、 第六条中第十六項を第十九項とし、第十五項を第十八項とし、第十四項を第十六 同項の次に次の一項を加える。

17 専門員は、 上司の命を受け、培われた知識、 経験又は能力に応じた事務に従事

項とし、同項の次に次の一項を加える 第六条中第十三項を第十五項とし、第十二項を第十四項とし、 第十一項を第十二

13 事務に従事する。 主任専門員は、 上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な

第六条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を

ぜられた事務を掌理する 主幹専門員は、 上司の命を受け、 培われた知識、 経験又は能力に応じた特に命

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

青

青 森県 教 育 委員 숲

青森県教育委員会規則第三号

青森県総合社会教育センター 規則の一部を改正する規則

青森県総合社会教育センター · 規則 (平成元年六月青森県教育委員会規則第十一号)

の一部を次のように改正する。

支援課」に改める。 第二条中「研修指導課、 学習情報課及び研究開発課」 を「育成研修課及び教育活動

第三条第二項及び第三項を次のように改める。

- 2 育成研修課においては、 次の事務をつかさどる。
- に関すること。 社会教育に関する調査及び研究 (教育活動支援課において行うものを除く。)
- 社会教育に関する指導者の養成に関すること。
- 視聴覚教育指導者の研修及び養成に関すること

社会教育に関する情報の収集及び提供に関すること。

五 四 社会教育としての講座の開設及び講習会、講演会その他の集会の開催に関する

実習用機器の管理に関すること

教育活動支援課においては、次の事務をつかさどる

3

社会教育に関する学習方法の研究に関すること。

社会教育に関する業務に従事する者の研修に関すること。

社会教育及び家庭教育並びに県民の学習活動に関する相談に関すること。

視聴覚教育に関する教材の作成及び提供に関すること。

兀

六 五

社会教育に関する教材の開発に関すること。

社会教育に関する新たな事業の開発に関すること。

第三条第四項を削る。

加える。

第四条第二項中第六号を第八号とし、 第五号を第六号とし、 同号の次に次の一号を

七 主任専門員

第四条第二項第四号の次に次の一号を加える。

五 主幹専門員

第四条第二項に次の一号を加える。

第五条中第十項を第十三項とし、

専門員は、 上司の命を受け、 培われた知識、経験又は能力に応じた事務に従事す

第九項を第十一項とし、

同項の次に次の一項を加

第五条中第八項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

務に従事する。 主任専門員は、 上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事

第五条第七項の次に次の一項を加える。

8 られた事務を掌理する。 主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、 経験又は能力に応じた特に命ぜ

この規則は、 平成二十四年四月一日から施行する。

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一 毎週月・水・金曜日発行

銭

県号